

## インターンシップに関する諸手続きについて

飯田市役所では学生の皆さんのインターンシップ（職場実習）について、学生の皆さんに市における就業体験の場を提供することにより職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的として、ご希望者を対象に幅広くインターンシップを実施しています。

当市役所におけるインターンシップは、当市で定めた飯田市インターンシップ実施要綱に基づき実施しますので、要綱をご確認いただき、希望される場合は、下記により手続きをお願いいたします。

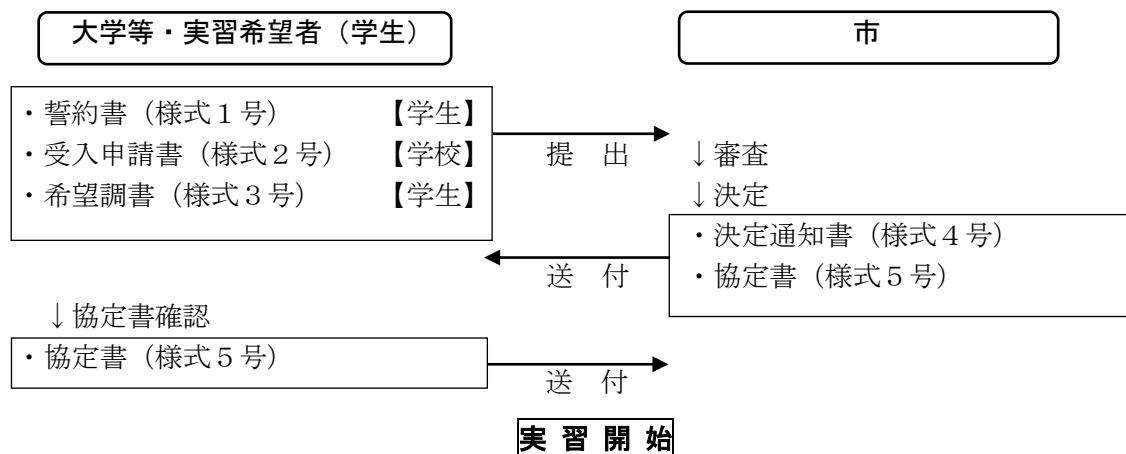
### 記

#### 1 インターンシップ対象者

大学・短期大学・高等専門学校に在籍する学生で、次に掲げる基準に該当すると認められた方

- (1) 市政に関心があり、実習を積極的に行おうとする意志を有する方
- (2) インターンシップ実施要綱の規定を遵守することができる方

#### 2 インターンシップ手続きの流れ



#### 3 当面の手続きについて

インターンシップの手続きは上記のとおりですので、まず、実習希望者（学生）及び在籍する大学等側で次の書類を作成いただき、市役所までご送付ください。

##### (1) 提出書類

- 「誓約書（様式第1号）」 1部  
「実習生受入申請書（様式第2号）」 1部  
「実習希望調書（様式第3号）」 1部

##### (2) 提出期日 希望する実習開始日の1か月前まで

##### (3) 提出先 〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534 飯田市総務部人事課人事係

※提出書類の様式をMS-WORDでも用意していますので、必要な場合は下記までその旨メールください。

#### 4 その他

審査の段階で受入可能部署を調整しますが、お申し込みいただいても受入れができない場合がございます。予めご承知おきください。

飯田市総務部人事課人事係  
TEL 0265-22-4511 内線2142  
担当：小林  
Email jinji@city.iida.nagano.jp